

未払金	300	現金預金	1,100
未払税金	800		

## (2) 残余財産の最後分配のみを行った場合の会計処理

財産の換価処分を進め、すべての資産の換価処分が完了したものとする。また、債務の弁済等も進めてきたが、残余財産確定後に支払う清算費用および税金を未払金および未払税金に計上した。残余財産確定時の貸借対照表は、次のとおりである。

現金預金	1,800	未払金	200
		未払税金	400
		資本金	1,000
		利益剰余金	200
	1,800		1,800

株主に対して、残余財産1,200を支払った。

資本金	1,000	現金預金	1,200
利益剰余金	200		

未払金および未払税金を支払った段階で、現金預金を相手勘定として消し込む。

未払金	200	現金預金	600
未払税金	400		

税務上は、上記の処理とは別に、資本金等の額および利益積立金額の減少を申告書別表5(1)において表すことになる。この点については、「第3編 税務編」の解説に譲ることとする。

上記のように、残余財産の確定の日の時点では、貸借対照表上、現金預金や未払金などが残っていて、すべての科目の帳簿価額がゼロになっているものではない。所轄税務署に提出する最後事業年度（残余財産の確定の日に終了する事業年度）に係る確定申告書に添付する貸借対照表は、この現金預金および未払金などが残っている内容で問題ない。残余財産の分配を行い、残余財産確定後の費用の支払が終了することにより、貸借対照表のすべての科目の帳簿価額がゼロになる。

なお、清算終了登記の申請に添付する決算報告に負債が残存している旨の記載がある場合は、その負債に係る債権放棄証書が添付されている場合には清算終了登記は受理されるが、添付されていない場合には受理されないと考えられる。その点、負債をすべて支払ったうえで、負債が残っていない内容の決算報告を作成したうえで、株主総会の承認を得

て、その株主総会議事録および決算報告を添付書類として清算終了登記の申請を行うことが考えられる。